

平成19年第2回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成19年6月14日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時05分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

出席説明員

市長	田効子進君	副市長 (本庁担当)	相山楨二君
副市長 (朝日担当)	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 士 別 總 合 長
病 院 事 務 局 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長
教 育 部 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長
會 松 川 英 一 君

監 查 委 員 三 原 紘 隆 君

監 查 委 員 會 長
事 務 局 橫 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君
議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君
議 會 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君
議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいままでの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

13番 谷口隆徳議員。

13番(谷口隆徳君)(登壇) 平成19年第2回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、市有林の整備と今後の対策について質問いたします。

昨日の菅原議員の質問と重複することがありますので、その重複しないところだけ質問させていただきます。

近年、森林に対する住民の関心や期待は、公益的機能を中心に、一層多様化、高度化する傾向にあり、森林は保健、文化、教育的な活動の見地や地球温暖化を防ぐという森林の働き等に関心が注がれ、保全整備の事業が進められております。

本市は北の大地に根差した活みなぎるまちづくりの中で、北の大地に根差した生産性の高い農林業の振興とあり、林業振興の中に森林、緑環境の整備が上げられております。直接の事業としては、森林環境保全整備事業が計画されております。森林の整備事業については、特に長期育成循環施業の導入、間伐などの確実な実施、森林区分に応じた整備などが重要であるとされております。長期育成循環施業の導入については、皆伐、新植を主体とする画一的な施業ではなく、択抜を繰り返しながら徐々に更新を行う施業の展開、更には間伐材の利用を推進し、確実に行うこと。そして森林を区分して針葉樹、広葉樹の特性を生かしつつ、森林を望ましい姿に誘導する施業が必要とされており、適切な森林の保全についての基本的な考えとしては水土保全、森林と人との共生、資源の循環活用についての政策が展開されなければならないとされております。

また、森林の所有者については、自己の森林を適切に整備し、保全する責務があることを明確にしつつ、みずから手入れを行うことが困難な所有者については、安心して森林を任せることができ、受託者が森林施業を適切に行うことのできるような条件整備が必要であります。

更に、森林の状況や地域の要請に応じて、特に重視すべき機能を明確にし、その機能を発揮するにふさわしい森林を整備していくことが重要となります。

昨日、菅原議員が質問されましたが、旧朝日町地域の市有林のうち、三望台ジャンプ台の裏の森林が昨年伐採されました。ヤツバキクイムシの発生により拡大するおそれがあるとの結果、伐採したとのことであります。平成16年の18号台風の影響による倒木の放置、更には台風により衰弱した立木を食害したことによって発生したもので、台風による倒木の適正な処理等の手当てをすれば、このようなことにはならなかったと思います。その貴重な財産を管理保全する上でも、慎重かつ迅速な対応が図られなかったことは非常に残念であります。

そこで、士別市における市有林全体については2006年の市統計書によりますと、全面積は2,522ヘクタールとありますが、市の財産としてこれら森林を有効かつ適切に整備保全し、新植、育成、伐採を繰り返しながら将来的展望に立って守っていく義務があります。本市として森林環境保全整備事業計画の推進、及び今後の整備についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

次に、指定管理者制度の運用及び業務委託について質問いたします。

士別市行財政改革推進計画の中に、民間活力活用の推進の取り組みとしてありますが、今後の本市の公的施設における指定管理者制度の考え方について、更に一般業務、施設の運営業務の民間委託についてお伺いをいたします。

行財政改革の計画の中には、合併により更に一層広大な面積を有する本市の特性により、多くの施設等の維持管理に多額の経費を要することから、適正な管理と計画的な修繕に努め、市民の利用実態を踏まえて、これらの統合、再編を進めるとともに、行政運営の効率化、サービス水準の向上等のため、指定管理者制度の積極的な導入に向けて検討を図るとし、平成18年4月1日から士別市総合福祉センターを初め、10の施設が指定管理者の指定を受けて運営されております。この制度は2003年の地方自治法の改正により、公共施設の管理運営を民間業者などに委託できるようになったものであり、民間の効率的な方法を導入することによる経費の削減、サービスの向上を図る制度であるとされております。

しかしながら、公設民営の是非については、今後の推移を見なければならぬ点もあり、また企業の営利性との兼ね合いや委託期間が限定される中で、長期的な企画、調査ができるかどうか疑問視されている状況にもあります。

そういう中において、本市には現在導入している10施設のほかに、直営施設が32施設、一部委託の施設が46施設あります。これら施設についても、今後見直し、再編、活用、運営形態の検証が行われることと思いますが、どのような方針で指定管理者制度の運用を実施していくのか、その考え方をお伺いしたいと思います。

また、事務事業の委託としては、市民サービスの維持を基本に、事務事業の成果や効率性を常に検証しながら、市民との協働などによる新しい行政のあり方を重視し、徹底的な見直しを推進するとあります。一般的にサービス部門は製造部門に比べて労働生産性の上昇率は低く、特に労働集約的な仕事の多い地方行政においては、行政需要の増大に伴って人件費が増大していくことは仕方ない部分もあるわけであると思います。特に地方の行政がハードからソフトに、

そしてハードについても文化、コミュニティー、福祉、病院のように、建設後においても施設運営のため相当程度の人員を必要とするものの、比重が高まるにつれて人件費は膨らみ、財政規模を大きくしていくこととなり、財政悪化の要因ともなるわけであります。

そこで、生産性を向上させ、行政サービスの供給コストを縮減する1つの方法として、民間活用、民間委託が効果的であるということは言うまでもありません。2004年の総務省の調査によれば、市町村における一般業務と施設の運營業務の外部委託実施の状況は、一般業務については在宅配食サービスやホームヘルパー派遣事業のように、外部委託率が90%を超えるものもあり、一方では電話交換業務、公用車運転、案内受付業務、学校用務員事務などは、低水準であると示されております。また、施設の運営については、下水終末処理施設、公園管理、病院、コミュニティーセンター、温泉健康センターは外部委託率が高くなっておりませんが、診療所、保育所、養護老人ホーム等が比較的 low水準であると報告されております。

本市もこれら施設を多く抱えており、直営また委託についてのメリット、デメリットはそれぞれあると思われませんが、財政悪化が増大する懸念のある施設については、市民に理解を得て早急に対策を講じていくことが必要であると考えますが、見解をお伺いしたいと思っております。

さきに申し上げましたように、直営方式に比べて民間委託が行政コストの節減につながることはよく知られているところであり、地方自治経営学会の調べによりますと、直営、公立を100としますと、委託または私立の場合のコストを比べますと、可燃ごみの収集で64.0、電話交換で42.4、スポーツ施設で48.6、学校給食で55.2、ホームヘルパーで67.5、老人福祉センターで76.6と、民間の方がコスト安となっております。業務のアウトソーシングは自治体においては限られた資源を有効に使い、浮いた財源を別のサービスに利用することは財政状況にかかわらず、経常的に考えなければならない課題であると考えます。民間における技術の開発や社会経済情勢の変化への速やかな対応など、民間の優れた特性を行政に取り入れていくことは、民間委託の重要なメリットであり、現在までもその方向で進められているとは思いますが、限られた財源を有効に使うためにも、行政の専管事務を除いて、民間でもできる業務については民間委託によるコスト縮減を図ることは、今後の行政運営に必要であると考えますが、改めて民間委託をどのように進めていくのか、見解をお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から市有林の整備と今後の対策に関する質問につきまして御答弁申し上げ、指定管理者制度の運用と業務委託につきましては、本庁担当副市長から答弁を申し上げます。

森林は国土の保全、水資源の涵養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有し、市民生活に深く結びついております。

こうしたことから、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うため、地域の特性、森林資源の状況、並びに自然的、社

会的条件を勘案して、森林を水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林について、それぞれ望ましい森林の姿へ誘導されるよう、現在国において各種の施策が講じられております。また、昨今地球環境の悪化が叫ばれ、全国的にも豊かな海を取り戻すため、森林の育成や洪水対策のための植樹、更には森林の持つ多面的機能の重要さが認識されてきております。

本市は、合併後における行政面積の約74%を占める森林を抱えており、議員がお話しのよう
に、市民共有の財産として有効かつ適切に整備保全していくことが極めて重要であります。

そこで森林環境保全整備事業の推進及び今後の整備についてであります。本事業は森林事業や林道等の路網の整備を総合的に推進をし、森林の有する国土保全、水資源涵養等の公益的機能の高度発揮を目的として実施される事業であります。

この事業内容は地ごしらえ、植えつけ、間伐などの各種事業を平成18年から22年までの市の森林施業計画に基づいて実施をした場合は、国費に道費の上乗せ補助率が68%の高額補助となっております。したがって、森林を整備する上で最も優位な事業でありますことから、基本的には、今後におきましても市有林の整備につきましても、本事業を活用しての整備を考えております。

平成19年度における事業計画といたしましては、伐採、間伐が50.33ヘクタール、造林が15.06ヘクタール、保育が53.94ヘクタールの、総面積119.33ヘクタールに、作業路500メートルを合わせ、総事業費は3,167万8,000円で実施をいたすものであります。

これまでも本事業を活用する中で、平成16年度の台風被害地、更には昨年の低気圧被害地についても整備を進めてまいりましたが、明年度被害地など約9ヘクタールを整備することで、緊急的に実施をいたしてまいりました被害林対策事業が終了する予定となっております。

以上申し上げてまいりましたように、市有林の整備につきましても、平成20年度に向けて策定される土別市総合計画におきましても、長期的視点に立った森林づくりを推進し、その恩恵を後世の人々が享受できるように市有林整備の重要性をしっかりと位置づけする中で、今後とも計画的な市有林の整備に鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から指定管理者制度の運用等にかかわっての御質問にお答え申し上げます。

近年、市民ニーズはますます複雑かつ多様化するとともに、本市においても少子高齢化社会を迎えて、厳しい財政状況下にあっても、持続可能な市政運営を実現していくために、これまでの行政サービスのあり方や民間と行政の役割分担の見直し、そして行政のスリム化が今求められているところであります。

このため、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいのかということを中心に、今日の社会経済環境の変化に常に対応する行財政運営システムの構築を目指し、昨年5月に行財政改革大綱並びに実施計画を策定し、改革の取り組みに着手したところであります。

そこで、お尋ねのありました指定管理者制度の運用指針や今後の民間委託の進め方についてであります。従来行政が担ってきた業務等を行政以外のものにゆだねる手法として、指定管理者制度や民間委託といった民間活力の積極的な活用が求められております。これら外部委託等の基本的な考えについてでございますが、今日公共サービスが多様化、高度化する中にあって、限られた人的、財的資源で新たなサービスに対応するためには、従来の直営方式から民間事業者等の優れた知恵と技術を活用する外部委託方式へと、近年多くの自治体において導入が図られているところであります。

これまでの直営方式は公共サービスの公平性や平等性の確保を基本に、収支の均衡を図ることが原則であるため、非効率的でコスト高を招くといったこともあり、一方、外部委託方式は、業務の効率化や低コストの実現が可能とされております。しかしながら、行政が提供している公共サービスには、民間が効率的、効果的に実施できる場合に、委託を推進することが法令上可能な業務と不可能な業務が存在すること、また業務の性質上、民間委託に適さないと考えられる業務もあるわけであり、定型的、機械的な業務についてその多くは委託に適しているとされる一方、裁量的、判断的要素を相当程度含む業務については、法令上委託が可能であっても、必ずしも民間委託に適さないものとされており、更に市民の権利義務について定めたり、市政の重要な施策に対する決定を行うなど、市民生活に重大なかわりを有する業務は、民間委託には適さないものとされております。このように、すべての業務等が必ずしも外部委託の対象とはなり得ないことから、十分な検証が必要となってまいります。

そこで、お尋ねのありました指定管理者制度の運用方針についてであります。この制度は、民間業者を含むさまざまな経営の能力を持つ団体から、公の施設の設置目的を達成するために、最も効果的で効率的な管理運営を行い得る団体を指定して、施設の管理運営を任せる制度でありますことから、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指し、公の施設の管理運営面においても、この制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

このため、本市の公の施設の設置目的に立ち返り、現在の管理運営の実態について点検を加え、指定管理者制度導入への適否について十分検証し、最も望ましい管理形態を選択することが必要であると考えております。とりわけ、公の施設の管理が民間業者によって代行されることで施設の公的な性格が失われてはなりませんし、単に公有物を使用して民間事業が行われるのであれば、あえて公共が設置する理由がなくなるわけでもございます。こうしたことから、公の施設の管理運営にあっては、公共性をいかに担保していくかという観点が極めて重要であり、指定管理者、すなわち公の施設の管理代行と俗に言われる公設民営の違いを明確にしなければなりません。

更に、財政悪化が増大する懸念のある施設の早急な対策をとのお尋ねでございます。

管理運営の形態の選択に際しましては、施設が有する本来の設置目的、管理運営の専門性、施設利用の公共性、利用者の満足度など、多様な観点から体系的に整理検証していく中で、総合的に判断することが重要ではなからうかと考えておりますし、当然運営主体が変わるとする

ならば、そのことによるメリット、デメリットを公にして、利益を享受する側の市民の理解を得ることが極めて大切であると考えております。

最後に、民間委託の進め方についてのお尋ねがございました。

業務の民間委託は、指定管理者制度と同様、民間の能力やノウハウを活用することで、公共サービスの分野に競争環境を導入し、より効率的、効果的に公共サービスを提供することや質の向上にもつながることは重要で、今日の厳しい財政状況下のもとで、市民の負担と選択に基づき、本市にふさわしい公共サービスの提供を担っていく必要があることから、この民間委託の推進は、そのための重要な手法の1つでもございます。

このため、これら民間活力の活用を検討し、実施するに当たり、その前提としてこれら事業の必要性、及び行政と民間との役割分担を見きわめる中で、これら対象となる業務を適切に選定し、その効果が十分発揮されるような環境を整えることが必要であります。

このようなことから、行財政改革大綱実施計画において、公共施設の管理の見直しや再編、指定管理者制度の活用を初め、業務の民間委託の推進について、平成20年度を目標に検討を進めているところであります。

そこで、冒頭申し上げました外部委託等の基本的な考え方に基づき、行政が直接業務を行うことの必要性を検証した上で、可能な業務は外部委託を推進するための外部委託推進に関する指針を本年度中に策定し、行財政改革大綱の基本理念に沿って、組織を肥大化することなく、時代の変化に対応した質の高い公共サービスを提供し、今後の安定した行財政の運営に当たってまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 9番 平野洋一議員。

9番（平野洋一君）（登壇） 2007年第2回定例会に際し、通告に従って一般質問をいたします。

1点目は全国一斉学力テスト再開についてでございます。

全国の小学校6年、中学3年、約230万人を対象にした全国学力学習状況調査、すなわち全国学力テストが4月24日、約3万3,000校の小・中学校で一斉に行われたことは、皆様御承知のとおりでございます。特定の学年全員が対象のテストは、1964年以来43年ぶりで、参加率は98.95%、国が5月以降一括して採点を行い、9月ごろに国全体と都道府県別の科目ごとの平均点や問題ごとの正答率を公表することになっております。

今回のテストは、2003年に経済協力開発機構OECDが行った国際学習到達度調査PIISAで、読解力や文章表現力の低下が明らかになったことなどを受け、実施が決まったと言われております。

愛知県犬山市の14校を除く国公立すべての学校と私立の6割余りの学校が参加をし、小学校が約117万1,000人、中学3年生が約116万1,000人の、計約233万2,000人が試験に臨んだと報道されております。

今回のテストで一番心配されたことは、既に本年2月北海道教職員組合、いわゆる北教組が

学力テストには協力をしない方針を決定しておりましたので、過去の例にあるような現場が混乱することが予想されたことでありました。ところが北教組が市町村や学校ごとの成績を公表されないことなどを条件に、当日の職務を放棄しないとの方針を固めた結果、テストは円滑に行われ、無用な混乱は避けられたのであります。職務のボイコット、非協力教員の処分、そして裁判闘争といった一連の動きが回避されたことは、まことによるこばしいことと思うわけでありませぬ。

学力テストは、過去に多くの教訓を残しました。当時の文部省が実施した全国学力テストで、香川県は3年連続日本一を達成し、全国に名をとどろかせました。3年連続学力日本一報告感謝大会に集まった県の教育長らに、紅白まんじゅうがふるまわれ、学力日本一と青く染め抜いた手ぬぐいが配られました。テストの半年前から予想問題をつくって模擬テストを繰り返しました。順位争いが過熱して、校内で生徒の成績まで張り出すようになったわけでございます。

教育のあるべき姿よりも、点数を上げることが優先されました。全国に先駆けて始まった勤務評定のもとで、テストの結果が悪い学校の校長や教員は僻地の学校に異動させられました。中教審は2005年、学校に自己評価を義務づけることを答申しておりますし、政府の教育再生会議も教員の給与に差をつけることを検討中でございます。学力テストの背景にある事情は、40年前と非常に似てきたのでございます。

さて、今年度は平穩に実施されましたが、全国学力テスト実施の問題点をよく検証しておくことが、今後のためにも必要かと存じます。

以下、質問をいたします。

1つ目は、過度の序列化、過度の競争による弊害のおそれでございます。全国一となった香川、愛媛県では、少しでも成績を上げるために、成績不振の子供を休ませたり、こそっと回答を教えるなどの人権侵害や不正の問題が過去にはありました。このようなことが繰り返されないためにも、市町村や学校ごとの成績を公表されないという確約ができるのかどうかお伺いしたいと思ひます。

2つ目は、学力テストの先進国イギリスでは、学校選択が可能で、保護者はテストの結果を参考にして学校を選んでいるそうであります。安倍総理もイギリスの教育改革を賞賛し、教育バウチャー制度による学校選択性を唱えています。日本でも学校選択制導入によりテストの結果による選択が進むことで、教育格差が拡大するおそれがあると心配するわけでございますが、この点はいかがなものでしょうか。

3つ目は、調査問題は発送、回収、採点、集計、分析などすべて、小学校は株式会社ベネッセコーポレーション、中学校は株式会社NTTデータと1民間企業がすべての情報を握るのであります。児童・生徒の個人情報流出するおそれがあると思ひますが、どうでしょうか。

4点目は、今回は学力テストのほかに学習状況調査を同時に実施しましたが、この学力調査と学習状況踏査の関連から、学力を自己並びに家庭の責任にすりかえられる心配があると思ひますが、いかがでしょうか。

次は、教育関連3法案に見るごとく、今後教育への国家介入が強まるおそれがあると思いませんがいかがなものでしょうか。

また、文部省の結城事務次官は、全国学力テストについて、自治体に参加を強制することはできないと語っております。これは学力テスト一斉実施の違法性が焦点となった旭川学テ訴訟で、最高裁が、自治体は国の実施要求に従う義務はないという判断を下したことを受けたものでございます。今後において、市の教育委員会の主体的判断で対処されるよう望むものでございますが、見解をお伺いしたいと思います。

次、2点目、医療制度改革関連法の問題についてでございます。

道内各地で起きた医師引き揚げ問題や看護師不足問題が連日新聞紙上ににぎわせております。更には2006年度の診療報酬引き下げが病院経営に大きなダメージを与えるなど、今や地域医療は危機的な状況でございます。昨年、医療制度改革関連法が国会で可決され、特に地方自治体病院等が抱える療養病床が再編成されることになりました。主に、高齢者が長期入院している療養病床は、現在全国で介護型が13万床、医療型が25万床、合計38万床あります。そのうち道内には介護型が9,000床、医療型が2万1,000床と、合計3万床あるということになっております。これを2012年3月までに介護型13万床を全部廃止し、医療型25万床を15万床に縮小して、治療の必要度の高い人のみを老人保健施設等の介護施設へ受け入れる方針であります。その一環として、今年4月から病院など医療法人による介護つき有料法人ホーム経営への参入が認められました。こうした療養病床の再編のねらいは、医療の必要性が低い患者を老人保健施設や在宅に移行し、医師による治療の必要性が低い高齢者が家庭などの事情で入院を余儀なくされる、いわゆる社会的入院を減らす、医療費の削減にあります。2012年度で医療、介護全体で給付額が3,000億円削減されるという試算の報道もあります。

しかし、療養病床を利用している高齢者のほとんどは寝たきり状態であります。認知症を持ち、介護度が4または5という重度の方がほとんどでありますし、あわせて複数の慢性疾患をも持っているのであります。このような方々が果たして在宅に戻り、日常生活を送りながら、介護サービスを受けることが可能なものでしょうか。家族や介護者の負担が更にも増すことにならないのか、実際在宅に戻りたくても家族の事情によって戻れないケースが多いのが現状であり、介護難民、医療難民を生む可能性が非常に大きいのであります。

昨今のこうした医療費や介護費の抑制と財政優先の施策の影響で、安心して病気にもなれない、高齢者は早く死ぬと言っているようだと、多くの国民が不安を抱き、困惑しているのが現状ではないでしょうか。

前段はこれくらいにして、以下質問をいたします。

過日の療養病床に入院している札幌市内患者の家族を対象に、大規模なアンケート結果が報道されておりました。万一療養病床での入院が続けられなくなった場合、現在の病状、状態で自宅介護が可能かとの問いに、可能だと答えた割合は0.6%どまりで、不可能は実に94.5%を占めたとありました。不可能と回答した人の理由は、様態が変化したとき対応ができない、自

宅の設備に不安、自分も高齢、自分も病弱などとなっていました。こうした生の声について、本市の関係者はどう対処していくべきか、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、都道府県別に療養病床の削減数はまだ示されていないとのことですが、本市として今後の方向性はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

次に、課題解決には難問が山積すると思いますが、今後の療養病床の受け皿として、私は医療、介護、リハビリが一体となった新たな病床形態がぜひ必要であると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、少しでも患者もしくは患者の家族の不安を払拭するためには、かかりつけ医による在宅医療の充実が最も大切であると思いますが、いかがなものでしょうか、見解をお伺いしたいと思います。

3つ目、生活保護受給者の今後についてということで御質問をします。

いつの間にか貧困という言葉が広く切実感を持つ社会になってまいりました。給料が下がった、時間外の割増賃金がもらえない、解雇された云々、こうしたもろもろの労働相談がこのところ急増しております。道内の求人情報誌をめくってみても、コンビニの募集欄には時給、何と644円が並んでおります。生活保護より収入が少ない人も多いと聞きます。働く貧困層、ワーキングプアが全国で600万人以上いるという研究者もいます。何より生活保護を受ける人が増えたと聞きます。全国で100万世帯を超えた、10年間で7割増しの勢いという報道もございました。こうした状況を踏まえて、厚生労働省は今年度予算で、国費ベースで約2兆円ある生活保護費を、政府の総額抑制路線のもとで、世帯当たりの支給額を段階的に減らそうとしております。

既に小池議員も触れられていることではございますが、具体的には70歳以上の老齢加算が2006年度に撤廃されました。また国は本年度からひとり親家庭に一律給付されている母子加算の段階的廃止にも踏み込みました。女性の賃金は男性に比べ低く、子育てと仕事の両立は簡単ではございません。先進国では母子家庭への支援が福祉政策の主流なのに、日本は逆の方向に向かっているのであります。また、自宅を担保に生活資金を貸し付けるリバースモーゲージ制度を導入することなどで、国庫負担削減に躍起であります。生活保護の支給額削減が、貧困拡大や国民生活の水準引き下げにつながってはいけないと思うのでございます。なぜこのような状況になってしまったのか、これは8年前にさかのぼって、行き過ぎた平等社会に決別すると、政府の経済戦略会議が打ち出しことに端を発しております。規制緩和や競争が一層進み、働く形がさま変わりしました。パートや派遣など非正規労働者が450万人も増え、正規労働者が300万人も減ったのでございます。

さて、本市の実態はどうなっているのでしょうか、以下幾つか質問をいたしたいと思います
まず1つ目、生活保護受給者は本市ではいかほどあるのか、道北の他市と比べてどうなのか、また過去5年にさかのぼってその数どう変わっているのか、お尋ねしたいと思います。

2つ目、受給者数のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者・傷病者世帯のそれぞれの占める

割合はいかほどになっているのでしょうか。また、本市の目立つ特徴はあるのでしょうか。

3 点目、本年度本市の予算では、生活保護費の中の扶助費総額は 4 億 3,618 万円と莫大な金額になっていますが、財源の内訳を御説明願いたいと思います。

4 点目、生活保護扶助事業には大きく 8 つあると伺っていますが、わかりやすく説明をしてください。

5 点目、生活保護の支給基準はどのように設定されているのか。また勤労控除の基準はどうなっているのかお伺いします。

6 点目、日本は受給要件が厳しいと言われていますが、受給要件の概要について説明をお願いしたいと思います。

最後に、生活保護受給者のうち、減額処分の取り消しを求めて、道に不服審査請求を行うとの報道がありました。総じて制度見直しによる給付削減が進み、格差社会が拡大する中で、本当に市民のセーフティーネット足り得ているのか、お伺いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 平野議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私から、医療制度改革関連法に関する質問について御答弁を申し上げます。そして生活保護受給の今後につきましては保健福祉部長、全国一斉学力テストの再開については教育委員会から答弁をしていただくことにいたします。

平成 18 年の医療制度改革関連法による療養病床の廃止・縮小の方針につきましては、ただいま議員からお話があったとおりでありまして、札幌市での療養病床利用者の方々のアンケート結果を見ましても、仮に入院が続けられなくなった場合の本人や家族の皆さんの不安は、大変大きいものがあるとのことでありました。この問題は医療だけに限らず、退院後の受け皿となります介護施設に関する法の整備も必要になることと考えられますが、まだ不明瞭な部分も多く、国の縮小方針が具体的に示されていない現時点では、本市が今後どのように対応していくかは、国の動向を見守っていく中で判断しなければならないと考えます。

次に、都道府県別の療養病床の削減数が示されない中での市立病院の方向性ということですが、市立病院の療養病床は医療法に基づく医療型療養病床であり、現在の 30 床も縮小の対象とはなっております。しかし、市立病院の入院患者は医師の診療が必要な患者が多いわけで、今後も療養病棟判定委員会の判定の中で、医療の必要性の高い患者を中心に受け入れる体制を整えることで、縮小対象から除外できるのではないかと考えてもおります。

更に、本市の介護施設は満床の状態でありまして、特に介護度の高い方が入所する老人保健施設や特別養護老人ホームは入所待機者が多数おり、退院される患者の受け皿も少ない状況となっています。

こうしたことから、療養病床の確保は地域医療、福祉の観点からも重要なものであると認識しておりますので、今後も病床の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、今後の療養病床のあり方についてであります。医療につきましては医療法、介護サービスにつきましては介護保険法の中で定められた期間、施設で医療やサービスを行い、それぞれ運営経営をしているところであります。今後、高齢化が加速的に進行する中で、寝たきりや慢性疾患などの患者が増加することが見込まれ、医療と介護が一体となった新たな形態の療養病床の必要性も考えられますが、国は医療的措置の必要がない患者は介護施設で対応する方針で、療養病床は廃止・縮小の方向に進んでおり、実現は難しい状況にあります。

次に、かかりつけ医による在宅医療の充実についてのお話がありました。在宅医療は医師による往診と訪問診療、看護師による訪問看護や作業理学療法士が行う訪問リハビリテーション等があります。これら在宅医療を行うかかりつけ医につきましては、1次医療機関である開業医の医師が担っており、ホームドクター的な役割を行い、寝たきりになった患者や2次医療機関から退院された患者を在宅で診療することで、患者や家族の方の不安を払拭するために必要なことであると考えます。

しかし、本市の医療圏域におきましては、議員も御承知のとおり、かかりつけ医を担っていただく医師が少ない状況であります。そうした中で、かかりつけ医の医師が医療施設で診療される患者を診察し、更に在宅診療まで行うことは現状の勤務状況を考慮しますと、大変厳しい労働環境になることが予想され、現段階では在宅診療を行える状況にはないものと考えます。

地域医療にとって、在宅医療を行うことも課題ではありますが、まずは地域の人たちが安心して医療を受けられるような医療体制を充実させることが重要であり、そのための病診連携体制の確立を図ってまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君）（登壇） 私から、生活保護受給者の今後についてお答えいたします。

まず、生活保護受給者の実態についてであります。過去5年間の状況について申し上げますと、平成14年度被保護世帯は134世帯、被保護人員は181人、保護率0.78%となっております。平成15年度は151世帯で207人、保護率0.90%、平成16年度は159世帯で221人、保護率0.98%、平成17年度は178世帯で249人、保護率1.07%、平成18年度は178世帯で249人、保護率1.06%となっております。なお、平成17年度は9月1日に朝日町との合併があり、朝日町の生活保護世帯18世帯、被保護人員26人の保護事務を北海道から引き継いだことから、保護率につきましては前年度と比較しまして0.09%上昇しております。

また、他市との被保護人員の比較についてであります。平成18年度で申し上げますと、士別市はただいまも申し上げましたが、保護人員249人で、保護率1.06%、富良野市は243人で、0.96%、名寄市は390人で、1.30%、留萌市は540人で、2.01%、稚内市は646人で、1.57%、旭川市は1万1,676人で、3.26%となっており、道北6市において、本市は富良野市に次いで2番目に低い状況にあります。

次に、本市における世帯累計の割合についてであります。平成18年度で申し上げますと、保護世帯178世帯のうち、高齢者世帯が74世帯で42%、母子世帯が18世帯で10%、傷病障害世帯が72世帯で40%、その他世帯が14世帯で8%となっており、高齢者世帯と傷病障害世帯を合わせて146世帯で、82%を占めている状況にあります。

また、本市の特徴はとのことですが、年金の繰り上げ受給による低額年金受給者や、年金の納付期間不足による年金受給無資格者の高齢者、更には傷病障害のため働くことが困難な受給者が多くを占めているところであります。

次に、生活保護扶助費にかかる財源内訳についてであります。国が4分の3、市が4分の1の負担などとなっております。市負担分につきましては交付税で補てんされるものであります。

次に、生活保護の8種類の扶助についてであります。1つには衣食、その他日常生活に必要な生活扶助、2つには家賃、地代などの住宅扶助、3つには義務教育に必要な学用品、給食代などの教育扶助、4つには疾病により病院を受診する費用の医療扶助、5つには介護のための介護扶助、6つには出産に必要な出産扶助、7つには手に職をつけたり、仕事につくために必要な生業扶助、8つには葬儀等のための葬祭扶助に分けられております。

次に、生活保護費の支給基準についてであります。支給基準は、所在地域別や被保護者の年齢別、世帯構成別などにより分類して国が定めております。具体的には生活基準額につきましては、衣食などの日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を定めたものであり、大きくは第1類費の飲食費や被服費など、個人単位に消費する生活費についての基準であり、年齢別に定められております。また第2類費では、世帯全体としてまとめて支出される電気、ガス代などの光熱水費や家具什器費などの経費であり、世帯人員別に定められております。なお、冬期間においては暖房費などが生じますことから、当期加算額が加わるようになります。その他の加算といたしましては母子加算、障害者加算、児童養育加算などが定められております。

そこで、標準世帯における生活保護基準額であります。68歳の老人1人世帯につきましては、第1類費2万9,600円、第2類費3万6,660円で、生活扶助として6万6,260円となり、また別の例といたしまして、33歳、29歳の夫婦と4歳の子供の世帯とした場合、第1類費8万7,650円、第2類費4万5,330円で、生活扶助として13万2,980円となり、その他住宅扶助といたしまして、1世帯当たり基準額では2万4,000円まで支給されます。

次に、勤労控除の種類につきましては、基礎控除、特別控除、新規就労控除、未成年者控除がありますが、主に基礎控除につきましては、勤労に伴って被服の購入などにより多くの経費を必要とすることから、就労のための費用などを考慮して、稼働収入額によって8,000円から2万7,220円までの一定額を控除するものであります。

次に、生活保護の受給要件についてであります。生活保護法では、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用する

ことを要件とし、また民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行わなければならないと定められております。保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしても、なおかつ最低生活が営めない場合に、初めて保護が適用されることとなります。

生活保護の申請に当たっては、本人に生活保護制度について詳しく説明し、制度の内容を理解していただき、生活に困窮している場合は、いつでも本人の意思により申請することができることになっており、その申請に基づき各種調査の結果、該当する方につきましては保護の開始をするもので、国民の権利としてだれもが利用できる制度となっております。

次に、生活保護制度が市民のセーフティーネット足り得ているのかとのことでありますが、母子加算の廃止につきましては、さきの小池議員の御質問に対し、市長からも御答弁申し上げておりますが、社会的弱者の市民生活に重大な影響を与えるものであり、市としましても非常に憂慮しているところであります。

現在、市におきましては生活保護受給者の中から心身の状態において就労が可能であり、就労すること、及び就職活動を行う環境が整っている方につきましては、ハローワークとも連携しながら、就職活動の支援も行っておりまして、実際に母子家庭の方も稼働に結びついた事例もありますので、今後におきましても生活保護世帯の自立に向けて意を配してまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、御答弁をいたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 全国一斉学力テストについての御質問に私から御答弁いたします。

御承知のとおり、文部科学省が実施主体となりまして、本年4月24日に全国の小学校6年生と中学3年生を対象に、全国学力調査及び学習状況調査が実施されたところでございます。全国一斉の学力テストは実に43年ぶりとなりまして、道内においても1,953校、約9万5,000人が参加をし、本市においても特に混乱なく終了できたところでございます。

最初に、この調査の結果の公表についてのお尋ねでございますが、議員もお話のとおり、過去には順位の公表によるさまざまな問題点や弊害があったとお聞きしておりますが、今回の実施に当たりまして、国による公表は国全体、各都道府県、及び地域の規模別における調査結果と児童・生徒の生活習慣や学習環境、学校における教育条件の整備状況と学力との相関関係を分析し、公表することといたしまして、文部科学省としましては学校間の序列化や過度の競争をあおらないよう配慮し、学校別の成績を把握する都道府県教育委員会や市町村教育委員会に対し、これらの学校別データを公表しないよう求めております。

また、都道府県教育委員会につきましても、個々の市町村別名や学校名を明らかにした公表は行わないとしております。市町村教育委員会におきましても、公表の判断は個々の市町村にゆだねておりますが、本市といたしましても、さきに述べましたように、序列化や過度の競争

につながることを懸念し、個々の学校ごとの成績を公表する考えはないものでございます。

各学校を通じて児童・生徒に対し、テストの設問ごとの正答、誤答の状況がわかる個表が返却されることになっており、各学校においては調査結果をもとに、十分な検証を行い、学習到達度の分析や教育指導の改善につながり、今後の学力の向上に役立っていくものと期待するものでございます。

次に、学校選択制が進み、教育格差が拡大する心配があるがとの御質問でございます。

お話の教育パウチャー制度の仕組みにつきましては、保護者に学校の授業料に充当できる一定額の利用券を支給し、児童・生徒は自分で選択した学校で利用券を渡して授業を受けることができ、学校は受け取った利用券の枚数に応じ、補助金を受け取ることができるという制度と認識いたしております。

大都市のように、私立の学校も多く存在するところでは、公立と私立の間に競争原理が働き、児童・生徒が他の学校に奪われないよう教育の質の向上につながる利点もあるかと考えますが、北海道のように広い地域に学校が点在し、しかも公立の学校がほとんどの地域におきましては、子供や保護者に選んでもらえる学校はよいといたしましても、選んでもらえない学校はますます衰退していくことにもなりかねなく、議員のお話のように、教育格差が拡大していくおそれもあることが懸念されているところでございます。

教育パウチャー制度による学校選択制につきましては、今後政府の中で検討、論議されていくことになろうかと考えますが、その動向等に注視してまいりたいと考えております。

次に、学力テストを民間企業に委託したことによる個人情報の流出のおそれについてのお尋ねでございますが、児童・生徒の個人情報の保護管理につきましては、非常に重要な問題でございまして、文部科学省では委託先に対し、契約書におきまして機密の保持、個人情報の取り扱いについて、遵守すべき事項が明示されております。

また、委託先におきましては、これに基づいて個人情報の取り扱いに関する内規等を整備し、安全確保のための研修、データベースのアクセス制限等を行うなど、個人情報の保護に関しまして、最大限の配慮を行っているところでございます。

また、今回の学力テストにつきましては、国語、算数、数学の教科に関する調査のほか、生活習慣や学習環境等に関する質問調査、いわゆる学習状況調査が行われたわけでございますが、この学習状況調査は児童・生徒の学習の意欲、方法、学習環境など、生活の側面に関する調査と学校に対する調査では、指導方法や取り組み、及び物的な教育条件や児童・生徒の体力や運動能力、全般的な状況を調査するといった内容でございました。

議員のお話では、今回の調査において、学力テストの結果そのものを、自己と家庭にすりかえられる心配があるのではないかとのことでございますが、今回の調査は児童・生徒の学力や学習意欲の低下、また家庭における学習時間の確保などの課題に対し、調査結果をもとに、学習改善や意欲の向上に資するための調査でありますことから、私どもといたしましても、今後公表される調査結果を真摯に受けとめ、学力や学習環境等の向上、改善につながることを期待

していくものでございます。

また、この学力テストへの参加につきましては、実施主体は国で、参加主体は市町村であります。愛知県犬山市を除く全部の自治体が参加をしたところございまして、本市といたしましても校長会と協議し、教育委員会において主体的な判断で参加を決定したところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

最後に、教育関連3法案についてでございますが、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が最終答申をまとめ、この答申を受け、文部科学省において教育関連法案を策定し、今国会において政府は成立を目指し、審議されているところでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案により、地方の教育委員会に文部科学大臣が是正を指導する権限を認める内容が盛り込まれておりまして、国により教育への不当な介入につながるのではないかと懸念する意見もありますが、この内容につきましては、教育委員会が法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命、身体を保護する必要性が生じ、他の措置によってはその是正が図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正改善の指示ができることにすると。また、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、地方自治法の是正の要求を行うといった内容に限定されているところでございます。

また、今月1日には、教育再生会議が2次報告をまとめまして、授業時間10%増に向け土曜授業を可能にすることや、徳育教科の新設など、2007年度中に学習指導要領の改訂に向けた動きも活発化しております。

私ども地方の教育委員会といたしましても、学校現場の創意工夫の可能性が活かされ、教育関係者や多くの国民のさまざまな意見に十分耳を傾けられ、地方分権の流れに沿った慎重な論議がなされることを望むものでございます。

いずれにしましても、国会で審議中の法案でございますから、十分な論議を尽くされ、国民の合意形成が図られることを注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 3番 伊藤隆雄議員。

3番（伊藤隆雄君）（登壇） 今回の第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました各事項について一般質問を行いたいと思います。一部について、さきの質問との重複もあろうかと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

まず、質問の第1点でありますけれども、農業の担い手対策についてであります。

今日の農業を取り巻く状況は、国の食料・農業・農村基本計画による農業政策の転換により、WTO農業交渉や主要農作物の関税撤廃につながるEPA交渉など、厳しい環境にあります。加えて、価格政策から農畜産物価格は市場原理にゆだねられることとなりました。したがって、農家所得は減少し、農業意欲の衰退と離農者が増加する中で、農村の高齢化が一層進み、後継者のいない農業者が多く、夫婦2人の形態が約6割を占めているという新たな担い手不足の要因となっているところであります。

このような農業をめぐる環境の中にあつて、さきに農業委員会が実施した農業経営意向調査の結果を見て、依然として農村の高齢化、後継者不足には歯どめがかかっていないという現実の姿が浮き彫りになったところでもあります。その調査によりますと、後継者を有しているのは14.2%にすぎず、前回調査よりも3.6ポイント減少した結果となり、更に今後離農を考えている農家は139戸で、そのうち約1割、10%に当たる81戸は5年以内に離農を考えている状況になっております。また後継者がいないという農業者は57.8%、約6割に近い農家が次の担い手がないという状況にありまして、極めて農家経済全体の中で厳しい状況が出ているのではないかとこのように判断するものであります。

このように、農業者が先を見据えた考え方の背景には、農業者の自助努力、あるいは経営の合理化、こういった努力だけでは、現在の経営を持続するための農業所得を確保していくことが困難なこと、更に大きな要因としては、後継者の確保にめどが立たない、このことからいわゆる担い手対策に確固たる方策が見当たらないというのが、現実の姿ではないかとこのように考えております。

現在、市の農業・農村活性化条例では、新総合計画との整合性を図り、20年度を初めとする作業を進めることになっておりますが、その目的として、豊かで住みよい農村を創造し、市民の総意で貴重な財産として将来に引き継ぐとあります。更に基本計画においては、第3条3項において、担い手の確保と安定的な経営の育成とありますが、具体的に将来の方向を見きわめ、その目指す姿とは何をどうするのかということをも明らかな方策として早期に示すべきだということに考えておりますが、いかがでしょうか。そのためには、常に言われておりますように、土づくり、人づくりという概念だけではなくて、農家の労働力の高齢化や担い手不足、農地の管理状況など、その地域の現状を把握し、その実態をよく知り、そして具体的な対策は何かを見きわめる必要があるということに考えるわけでありまして。

今日まで後継者の確保については、新規就農者の受け入れ拡大を図るため、経営安定化助成事業の創設など、農業・農村担い手支援規則によって、自己の農業や地域活動にかかわる情報の交換を通して、担い手のネットワークを構築し、営農意欲と生産技術の向上につながる事業を展開してまいっております。特に支援規則の中で、新規就農者の年齢制限に関しても、今日の人口動態や高齢化が進む中で、年齢の引き上げも検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

次に、農地、担い手の集積についてであります。御承知のようにこの6月にJAグループが提案しております農地の面積集積手法による担い手の面的集積であります。それによりますと、面積集積組織を設立し、事業を新たな集積手法、合理化事業による農地の利用調整、賃借料の受け取り、地域で農地集積活動を行うコーディネーターづくりなどが骨格をなしておりますけれども、地域の農地の利用を一括引き受け、だれに貸すかを一任を取りつけ、これを担い手に再配分し、賃貸権の設定などによって担い手にまとまった農地を貸し付け、集約するというのであります。いわゆる現場検証重点主義という考え方でありまして。これらの施策が具体的

に制度化されることを踏まえて、今後の本市農業・農村活性化計画に取り組むことも重要だと考えますが、いかがでしょうか。

更に、現在の農業がまさしく大きな変革期にあって、あらゆる知恵を結集し、地域の担い手育成や法人化の促進により、農地の流動化を進めることになり、地域農業の持続的発展につながるものと考えております。私は、現在ある担い手支援の中で、農業の担い手確保と意欲ある農業者を育成する必要な支援ということから、今以上の集落体における農業生産法人の設立と育成に向けて、行政としても関係機関との連携によって専門的なチームを立ち上げ、農村コミュニティを守る観点からも定款、規約、経理などに対する組織づくりに向けたソフト面の支援を行うことが必要であるというふうに考えておりますが、御検討を賜りたいと思います。

更に、現在2008年から作業が始まる農業・農村振興計画については、今年度から農業応援アドバイザーの専門的アドバイスを受けることから、計画策定に向けての大きな期待を持つものであります。

次に、現在よく言われております団塊世代の退職にかかわる北海道への移住を促進するために、道内の自治体が連携協力する北海道移住促進協議会、18年度までに64市町村が参画をし、本市も既に加入しておりますが、この移住促進については、多くの自治体が地域振興策の1つとして高い関心を示していることは御承知のとおりであります。

更に、17年度には北の大地への移住促進事業を創設し、受け入れ態勢の充実強化などに取り組んでいくことでもあります。今日、人間が健康に生活する上で、最も重要なことは空気、次にきれいな水、そして新鮮で安全な食べ物、それから静けさ、これら健康の4大要素が、この地域には全部あるわけでありまして。人口減少に悩む自治体はピンチをチャンスに変えることで、この移住促進を政策として、各市町村が取り上げていることは御承知のとおりであります。

私は、環境がよく、快適な生活ができる地域の移住ということだけではなくて、この促進に当たっては、誘致政策として、住宅の整備や就業先などの受け皿としての課題も多くありますけれども、一方、別な方策として、農業担い手とのかかわりもPRの1つとして考えていいのではないかというふうに思うわけでありまして。農業生産法人、個人経営を含めて希望者を受け入れ、また法人の構成員となって、農業従事者として農地を確保、研修を通じて農作業栽培技術を身につけ、野菜栽培などの実習体験を通して、そこで生産された農産物を都会に住む子供たちに向けて、旬で新鮮な野菜、山菜などを定期的に供給し、農業の体験を通じての楽しさや喜びを伝達し、理解し合うことによって家族のきずなを強めるとともに、かつての職場の仲間や住んでいた地域の人たちの広がりや深め、都市と農村の交流を1つの家族のつながりを通じて広めていくことも、これからの農業への理解と意欲につながり、そのことは、ひいては農業担い手と発達していくことも期待できるというふうに考えております。地道で時間はかかりませんが、人口の流入を強めて、過疎対策もさることながら、今日の高齢化社会の中で、60歳代は非常に元気であり、この年代のパワーと多様な経験を農業分野に活用できる施策を移住促進のPRの1つとして創意工夫してはどうか、提言するものであります。

以上のように、農家人口の減少や高齢化が進む中で、農業・農村の活力を維持向上させるためには、次代を担う多様な担い手を育成、確保することが、今強く求められておりますので、市長の御見解をお伺いするものであります。

次に、2番目の質問でありますけれども、環境保全と地球温暖化対策への取り組みについてであります。

ご承知のように、2001年施行された地球温暖化対策推進法は、各市町村に対し、省エネなどによって温室効果ガスの削減を図る計画を策定するよう義務づけております。しかし、計画策定については、北海道管区行政評価局の調査によりますと、道内では70%が未策定であることが明らかになったところであります。それによりますと道内180市町村のうち、策定済みは48市町村、未策定は132市町村となっております。したがって、行政評価局は地球温暖化を担当する道地方環境事務所に対して、この結果を報告し、何らかの対策をとるよう通知したところであります。

こうした状況から、環境事務所は市町村が住民や民間企業の模範となる必要から、温室効果ガスの削減につながるよう求めるものと考えますが、本市においては現在策定中と聞いておりますが、この計画策定についてどの程度進んでいるのか、またその策定の基本的な方向性が案としてあるとすれば、その概要についてお聞かせをいただきたいと思っております。

そこで、温暖化防止に向けた取り組みについては、森林の吸収源対策として申し上げたいと思っております。

それは環境問題の1つとして、その防止に向けた国際的な取り組みが進められており、平成9年に採択された京都議定書によって、平成20年から5年間に於いて温室効果ガスの各年の平均を1990年と比較して、我が国は御承知のように6%削減することが求められているところであります。そして、この6%削減約束の達成に向け、1,300万炭素トン、総排出量比約3.8%程度を森林による吸収量で確保することを目標としており、森林吸収源は我が国の温暖化対策において、特に重要なものとして位置づけられているところであります。したがって、森林吸収源目標である1,300万炭素トンを達成するために、京都議定書の6%削減約束は不可欠であると言われております。

私はこの対策として、市有林、民有林を含め、森林整備について、現在道立試験場において品種開発されております炭素固定能の高いグイマツ雑種F1を調査研究し、新たな樹種として取り組むことが重要でないかというふうに考えております。

この品種開発の背景には、二酸化炭素濃度が増加し、地球温暖化が国際的な大きな問題となっていることから、道内の森林の二酸化炭素吸収率を高めるため、他樹種に比較して成長が早く、材が重たい特徴を持つこのグイマツ雑種F1を対象に、炭素固定能に優れた家系を選抜するとともに、炭素貯蔵量を高める植栽本数を明らかにしようとするものであります。

また、効果の推定によると、炭素吸収量は中標津5号を母木とした場合、カラマツに対して10%前後の増加という結果が出ており、一方このグイマツ雑種F1は病気や野ネズミによる食

害に強く、材の利用価値も高いといわれております。また、杉やカラマツなどの造林事業では、食害を考慮してヘクター当たり2,000本植えるわけでありましてけれども、この品種については500本程度で済むということが、試験結果で明らかになっているところであります。

このように、試験場の研究結果を踏まえ、木材は自然と人間の力で再生される循環資源に重きを置くとともに、本市が温暖化に取り組むために、森林環境保全整備事業の中で、この樹種の導入を含めて、その成果を道内外に発信することが必要かと考えます。20年度以降において、ぜひ調査研究され、実践に取り組まれるよう提言をいたしますので、市長の御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 伊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

私から最初に、農業の担い手対策に関する御答弁を申し上げ、環境保全地球温暖化対策の取り組みに関する質問のうち、温室効果ガス削減計画の策定につきましては市民部長から、森林による二酸化炭素の吸収源対策につきましては経済部長から、それぞれ答弁を申し上げます。

昨今の農業をめぐる情勢が国際化、情報化の進展など、大きな転換期を迎えている中で、本市の農業・農村が持続的に発展をしていくためには、社会経済の変化に的確に対応できる技術と優れた経営管理能力を習得し、国際感覚など幅広い知識と視野を持ち合わせた農業者を確保、育成していくことが、今強く求められる時代であります。

特に、近年は農業の担い手不足や高齢化が急速に進行していることから、本市におきましても、農家戸数の減少は農地流動化の停滞を招いて、遊休地や耕作放棄地の発生につながり、ひいては集落機能そのものが崩落することも懸念されるものとなるだけに、何としても現在の農家戸数を守って、これ以上減少は避けなければなりません。このためには、営農意欲にあふれる担い手を確保、育成することがますます重要な課題であると認識します。このような状況の中で、担い手の考え方がありますが、これまで申し上げてまいりましたように農村のすべての人々が支える農業・農村の確立を基本に、中核となる担い手農業者と、それを支える高齢・小規模農業者が地域一体となって農村集落を支えるという考えのもとに、農業者の全体を担い手として位置づけをいたしてきたところでありまして、この考え方については、今後ともこれは変わるものではございません。

そこで、この担い手確保対策における目指す姿の具体的な方策についてであります。本市の農業・農村が今後においても力強く安定的に発展をしていくためには、まずは農家の後継者が農業を職業として選択できる環境づくりをすることを初め、農業以外からの新規参入にも大きな道を開くこととなる農業生産法人の育成、更には担い手を核とした集落型経営体の育成などを構築することが肝要であります。

このため、これまで農業・農村活性化計画において、土別市農業・農村担い手構想を策定し、担い手対策が単に農業を志す個々の支援にとどまることなく、将来にわたって市民として生活していく農村全体の問題としてとらえる中で、地域での受け入れ態勢を整備するとともに、農

業を経営する上で必要となる農地や農業施設取得のための法的制度の活用、更には担い手を中心としながら地域ぐるみで農業を支えることができる農地管理システムの構築などを明らかにいたしてきたところであります。

また、現在事業採択を目指している上士別地区国営農地再編整備事業につきましても、経営感覚に優れた担い手を地域のリーダーとして育成し、その担い手を核として小規模農業者や高齢農業者も含めて、すべての農業者がその規模や年齢に見合った役割を担うことのできる集落経営体を構築しようとするものであり、まさに本事業の成果は本市農業・農村が目指す姿の1つの道を示すものと確信をいたしております。

このために、今年4月に現地事務所として推進室を設置して、現在は天塩川土地改良区、JA北びびきの派遣職員も加わる中で、地域の農業者の方々が一体となった連携のもと、ともに事業を進めているところであります。したがって、平成20年度に向け、策定する新たな農業・農村活性化計画での担い手対策につきましては、ただいま申し上げましたこれまでの事業の総点検を行い、御提言にありましたように、本市が今日置かれているさまざまな現状を十分に把握する中で、具体的な方向を示すものとなるよう努めてまいります。

次に、本市の農業・農村担い手支援規則において、対象となる新規就農者の年齢引き上げを検討すべきとお話ございました。

本規則における新規就農者の年齢は、おおむね45歳以下と定義をしているところでありますが、これは北海道農業担い手育成センター就農計画認定における年齢が46歳未満となっていること、更には、農業経営基盤強化資金などの制度資金を借り入れする場合の最終年に、償還の年齢が71歳であることから、通常の償還期間である25年で借り入れた場合の借り入れ時の年齢が46歳となることなどとの整合性を考慮したものでありますが、現実的にはおおむねとすることで、54歳までを対象とできるものであります。

こうしたことから、これまで年齢の範囲を超えるような事案はなく、お話のように高齢化が進む中で、今後におきましても本市の基幹産業であります農業の担い手を確保育成していく上で対象となる年齢を引き上げることによって、どのような効果が期待できるのかなど、十分検証を行いながら判断をいたしてまいりたいと思います。

次に、農地の担い手への集積にかかわってのお尋ねであります。

農林水産省は、意欲のある担い手の確保・育成と、国内農業の食料供給力の向上を図る上で、基礎的資源である農地のあり方が最重要施設との観点から、農地政策に関する有識者会議を設置しているところであります。この会議では、分散した農地を集約し、再編利用するため農地の貸し手と借り手を仲介する第三者機関を市町村に設置することなど、農地の面的集約を促進する新たなシステムの構築を検討しているもので、JAグループとしても、ただいまお話のような新たな仕組みの創設を提案していると伺っております。

市といたしましても、集落営農の組織化や法人化を主体とした農業の構造改善が進む中で、農地の利用集積を効果的に進めながら、健全な大地を次の担い手に引き継いでいくための農地

集積のあり方が極めて重要と考えるものであります。

このようなことから、冒頭申し上げました上土別地区国営農地再編整備事業は、担い手を中心とする集落の再編成、集落型営農の確立による集落経営体を構築することで、農地の利用集積を図るものでありますことから、本市全体の農業振興を図る上でのモデルとなるものであります。ただ、この制度を活性化計画に取り組むことにつきましては、現在国の有識者会議で検討がなされている段階であり、詳細につきましてはまだ明らかになっておりませんことから、最終的な制度の内容について推移を見守りながら、他の関係機関、団体ともその担うべき役割などについて協議を行う中で、判断をいたしてまいりたいと存じます。

次に、集落単位における農業生産法人の設立と育成に向けた組織づくりへの支援についてお話がございました。特に農政の大転換期にある今、国による品目横断的経営安定対策の導入など、新たな対策が次々と打ち出される中で、的確に対応していくための農業へのサポート体制の整備や農業法人化への誘導が、極めて重要となるものであります。

このため市といたしましては、各地域において強力なリーダーを育成するための学習会の開催や、既に組織されている農業生産法人と、今後設立の意向のある農業者、更には各関係機関による情報交換のネットワークづくりを本年度から新たにに取り組むものであります。お話の支援チームにつきましては、まずは農協、土地改良区、普及センター、共済組合、及び市で組織している認定農業者が経営改善計画の目標達成できるようサポートする経営改善支援センターの機能を強化する中で、その対応に努めてまいります。

次に、団塊の世代の退職にかかわる本市への移住促進につきまして、農業の分野へのかかわりもPRの1つとして考えていくべきとの御提言であります。

市といたしましては、本年3月、市民と行政、各種団体がともに協働して、他の地域の住民との交流や移住促進を行う、ようこそ土別プロジェクトを立ち上げており、今後におきましても実効性のある施策を推進するものであります。

このプロジェクトの構成団体には農業分野で申し上げれば、農協、きたごりんファーム、三栄アグリ、元気母さんタの市、マッケンジーファームがメンバーとして参画をいたしているところでありますので、こうしたプロジェクトの活動において、本市の自然環境に恵まれた美しい田園景観のもとで営まれる農業・農村の持つ魅力を積極的にPRしていきたいと考えております。

更に、団塊の世代の方々を初めとして、多くの移住希望者が来場する首都圏での移住相談コーナーなどにも参加することで、生の声を実際に聞きながら、1人でも多くの方々に本市の情報を発信することで、当面は完全移住ということにこだわることなく、首都圏などの人には季節移住、札幌圏などの人には週末移住といった形で、まずは農村地域での生活の場を提供できるよう、実践でき得る取り組みを進めてまいりたいと存じます。

したがって、こうした担い手対策につきましては、農村地域の合意形成が極めて重要でありますことから、農業・農村全体として、課題としてとらえていくことが必要と考えている

ところで、基本的には農業者の自主性と主体性のもとで行うものであるだけに、一朝一夕とはいかないわけではありますが、今後におきましても議員の御提言も十分に踏まえて、次代を担う担い手対策を農業・農村活性化計画にもしっかりと位置づけする中で、この推進に鋭意努めてまいりたいと存じておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 環境保全地球温暖化対策の取り組みについてお答えを申し上げます。

まず、温室効果ガスの削減計画の策定についてであります。議員御指摘のとおり、地方公共団体はみずからの事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に関する実行計画を策定し、行動するとともに、その結果を公表することが義務づけられておりますが、未策定の市町村が多いという実態であります。

そこで、本市における策定状況であります。平成18年6月に土別市地球温暖化対策職員実行計画案の策定委員会を設け、19年3月末をもって土別市地球温暖化対策職員実行計画を策定いたしましたところであり、本年4月からは同計画の推進本部等の設置要項を施行したところであります。

次に、その基本的な方向性についてであります。本計画の趣旨といたしまして、土別市は市職員みずからが事業者として温室効果ガスの排出抑制、削減に向けて、自主的かつ積極的な環境配慮の推進を図ることを目的とし、地球環境保全に関しての情報提供や指導助言などの啓蒙啓発を推進いたします。

さらに、計画期間は平成19年度～23年度の5カ年とし、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標は、平成18年度比で6%削減としたところであり、具体的には直接的な効果のある電気やガソリンの使用量削減、リサイクルの推進を初め、できるだけ環境負荷の少ない商品を選択するグリーン購入等の間接的効果のある取り組み等により、対策を実施していかうとするものであります。

なお、本計画につきましては、先ごろ若干の修正を完了いたしましたので、近日中に資料として議員の皆様へに配付させていただきたいと存じておりました。ホームページ等により市民、事業者への周知にも努めてまいりたいと考えております。

また、本年度には温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書目標達成計画の目標の定量的な評価、見直しも行われるとも言われておりますので、今後とも関係機関による指導や動向を注視しながら、計画の実施、取り組みを図っていききたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、温暖化防止に向けた取り組みとしての森林による二酸化炭素の吸収源対策についてお答えいたします。

昨今、地球的規模の環境悪化が叫ばれる中、国際的には大気中に放出する二酸化炭素の量を減らす努力とともに、放出した二酸化炭素をいかにして減らすかが求められ、また国内においては京都議定書の発行に伴い、森林による二酸化炭素の吸収源対策がますます重要な課題となったことから、各種施策が実施されてきております。

このような状況の中で、ただいまお話にありましたように、北海道立林業試験場において、大気中の二酸化炭素を吸収する能力が非常に高い、新品種であるグイマツの雑種F1が開発されたとの新聞報道があったところであります。そこで、本市は将来に引き継ぐ市民共有の財産として、約2,500ヘクタールの市有林を有しており、毎年度において計画的な森林の整備を行っておりますことから、成長が早く、野ネズミの食害にも強いとされるこの新品種について、将来における用材としての価値も含めた総合的な情報の収集に努めているところであります。しかしながら、開発されて間もないこの新品種は、苗木の入手が困難であるとともに、植栽から伐採に至るまでの情報についても極めて少ないというのが現状であります。ただ、開発元の林業試験場育種科に確認をいたしましたところ、報道されたように二酸化炭素の吸収能力はもとより、用材としての価値も十分に見込めるとのことです。現時点ではこの品種に期待するところも大きく、今後におきましては造林事業の補助対象樹種として指定される時期を見きわめながら、補助事業の有効活用を基本として、市有林はもとより、民有林での活用も含めた積極的な検討を、関係機関と連携のもと、鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時51分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 足利光治議員。

10番（足利光治君）（登壇） 平成19年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、士別市の行政コストについて、関連して3点ほどお聞きいたします。

去る5月6日付の日本経済新聞の記事に、市民1人当たりの行政コストが全国市区の部で、全国2位、市民1人当たり58万7,000円というコストの高さに、大勢の市民が士別市はどうなっているのか、どうなるのかと驚いた声ばかりでありました。この結果は、平成17年度の自治体決算のデータを活用し、分析した結果とありましたが、士別市は朝日町との合併直後の決算データと思いますが、最低の市からは3倍以上の差があります。士別市として今までこのような行政コストを算出しているのか、18年度の行政コストの状況はどのような状態になっている

のかが1点であります。

次に、土別市のラスパイレス指数、給与水準は全国平均との差はどのくらいなのか、平成17年度、18年度状況と、19年度の見込みで結構ですでお知らせください。

3点目に、人口1人当たりの潜在債務の状況であります。これも去る2月5日付の日経金融新聞に、財政状態や経済力を示す指標から、全国市区の総合ランキングを作成したとの記事がありました。その中で土別市は市区総合ランキングワースト29位のランクにあり、市民1人当たりの潜在債務が189万9,000円とありました。この結果も平成17年度の自治体決算データをもとに作成されたと思いますが、土別市としてこの潜在債務のデータが以前からあるのか、また平成16年、17年、18年の状況はどのような状態になっているのかとあわせて、土別市の地方債の残高も3年の推移をお知らせください。

以上、3点の財政状況にかかわる質問でありましたが、次の質問も関連いたす質問をさせていただきます。

職員定員適正化計画の見直しについてお尋ねいたします。

今年度より5年間で定年退職者数93名に対して、新採用予定者数70名、退職者のおおむね75%の採用補充計画であります。市民の声は、全体数は多いのではないかという声であります。人口は年、約300人に近い人口が減る中、5年後には2万1,000人にも近づくような急激な人口減に対して、このままでよいのかと心配するところでもあります。夕張市のように財政破綻してから職員を減らし、給与を下げても遅いのです。さきの質問にありましたように、行政コストは高い、人口当たりの債務がワーストランキングの上位にあり、市立病院の経営悪化が進む中、財政状況が好転するような要素もなく、今財政状況を悪くするのは人件費が1番足かせになると言われております。今の財政健全化計画は5年後、10年の計画であります。計画どおりに進むとはどうしても考えられません。10年後、20年後かもしれませんが、最悪、夕張のように財政破綻に至った場合、職員を半数に減らすような不安を職員に与え、市民に負担を強いるなど、最悪の状態に至る前に、計画を常に見直しをしていくべきと考えます。まず職員数を全道平均に近づける必要があると考えます。平成17年度の数値ですが、人口1,000人当たりの職員数、全国平均8.0人、全道平均8.95人を、土別市は14.12人と、大きく上回っております。これを全国とは言いませんが、全道平均に早い時期に近づける必要があると思います。急激に職員数を減らすことはいろいろと難しい課題があり、無理と考え、第1に新採用をゼロとはいいませんが、計画の75%を50%以下に抑える必要があるとともに、議会でも何度も言われております民間委託できるものは民間委託を推進し、財政支出を抑えるべきと考えます。

次に、廃食用油のリサイクルについて質問させていただきます。

廃食用油は厄介ものであり、生活排水としてそのまま捨てられると下水道や合併処理浄化槽等への負荷となり、河川に流れれば環境汚染を招くことにもなります。ほとんどの一般家庭では固形にする、油取りなどにしみ込ませるなどし、一般ごみとして捨てており、石けんに加工されているのはほんの一部であると言われております。そこで、環境対策の一環として廃食用

油を利用している自治体もあると聞いております。土別市として廃食用油を収集し、バイオディーゼル燃料として精製し、市のごみ収集車などで使用する取り組みはできないか、お伺いいたします。

この取り組みにより、生活排水対策及びリサイクルの推進に関する市民への啓蒙、啓発となりますし、バイオディーゼル燃料は、硫酸化物や黒鉛の排出が少ないことによる大気汚染防止、資源の有効利用、及びごみとして処理しないことによる地球温暖化防止への費用など、さまざまな利点があると言われております。事業費は人口規模や利用形態によりさまざまですが、事業総体で例えれば、約900万とするならば、バイオマス関連の国庫補助事業が導入できれば、2分の1補助で約450万円の一般財源で環境対策に貢献できるのであります。一般家庭の廃食用油の収集は市の容器包装の収集日等で集めていただくような方法で行い、事業所の廃食用油を含めれば、多くの廃食用油がリサイクルできるのであります。製造プラントは1日100リッターの小型タイプから5,000リッター製造の大型タイプまで実用化されており、小型タイプでも200日の稼働で、年間2万リッター程度の燃料製造が可能と思われれます。市の財政状況は厳しいと思いますが、地球環境を取り巻く状況も大変なものがあります。資源循環型社会、環境保全のまちづくりを推進していく観点から、事業導入による軽油代替燃料化の施策検討を図ってはいかがでしょうか。

以上、環境対策に貢献する市のお考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。 （降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 足利議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から土別の行政コストに関する質問のうち、平成18年度の行政コストについて御答弁を申し上げますが、土別のラスパイレス指数と人口1人当たりの潜在債務と地方債残高並びに職員定数適正化計画の見直し等につきましては総務部長から、廃食用油リサイクルにつきましては市民部長の方から答弁をすることにいたします。

まず最初に、地方公共団体の会計の手法につきましては、現金による収入と、または支出を基準とした現金主義が採用されておりますが、どれだけの資産や負債があるのか明確に把握できないなどの欠点も、実はこの方法ではあるわけであります。また、地方分権の推進に伴って、これまで以上に自己責任によるまちづくりが重要であり、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たすとともに、財政の効率化、適正化を図るため、民間企業で用いられている発生主義による会計手法を活用した財務諸表の開示が求められてきたところであります。こうしたことから、財務諸表の整備につきましては、平成12年度に普通会計において民間企業の財務諸表におけるバランスシート及び損益計算書に当たる行政コスト計算書において、総務省の公式のモデルが示されたところであり、本市におきましてもこのモデルを参考として、平成12年度以降、作成に取り組み、公表してきたところであります。ただ、これら財務諸表には各自治体において、資産価値のとらえ方などさまざまな課題も残されておりますことから、道内市町村における17年度の作成状況は、バランスシートが47%、行政コスト計算書に至っては21%に

とどまっている状況でございます。行政コスト計算書は行政サービスにおける人的サービス、給付サービスなどの活動に要するコストを把握するもので、その構成としては人件費や退職給与引当金など、行政サービスの担い手である職員にかかるコスト、物件費や維持補修費などの物にかかるコスト、扶助費、補助費や繰出金などの移転支的的なコスト、地方債償還利子などのほかに、通常の決算に含まれない道路や建物などの減価償却費や退職給与引当金など、その年度の現金以外の支出を含め算出されております。

そこで、18年度の行政コストについてたゞいませ尋ねがございましたが、基礎データとなる決算に関する統計分析がこれからの作業となるため、行政コスト計算書が作成されておられませんので、17年度の普通会計決算で申し上げますと、コスト総額は138億5,300万円で、1人当たりでは58万7,000円となっており、16年度と比較では、減価償却費の増加によって、物にかかるコストが増加したものの、人件費、道営事業負担金、災害復旧費など、各コストも減額となっており、1人当たりでは1万2,000円の減額となったところであります。

そこで、去る5月6日付の日本経済新聞で、市民1人当たりの行政コストが全国2位との、この報道がありましたけれども、今回の報道に関しましては、アンケートの対象となる780市の、全市のうちの回答した731市の中で、おおよそ4割に当たる306市が行政コスト計算書を作成しており、道内におきましても、本市を含む10市が行政コストに関して回答した結果をもとに順位がつけられたものであるわけでありまして、全市を対象にして何番目というわけではないわけでありまして、また、単純に行政コスト総額を人口で割っているために、上位10市のうち9市は人口が10万人未満の小都市でもあり、本市は2番目に人口が少なく、加えて6市は合併間もないところでもありました。このことは行政効果の面で同じような行政運営をしても、どうしても人口の少ない自治体ではコストが割高になるという実態とともに、合併に伴う行政運営の効率化が早急には反映されない状況を示すものであると考えるわけでありまして、具体的に人口面で申し上げますと、合併前の旧土別市と旧朝日町の行政コストの比較では、平成16年度決算での1人当たり行政コストはそれぞれ52万7,000円と145万5,000円となっており、人口規模により大きな開きがあるところであります。

また、本市のコストを押し上げた原因として、市立病院を有するなど他会計への繰出金が多いこと、積雪寒冷地のため除雪経費を要することや、行政面積が広く、道路の延長が長いことから、過去に取得した有形固定資産の減価償却費の占める割合が多いなどに加えて、合併によって一時的に物件費が増加したといった要因も、実はあるわけでありまして。

これらの結果が、全国ワースト第2となったといった報道となったところでありますが、これは回答数が少ない状況の中で正確に実態を反映しているとは、これは言えず、また行政コスト自体は財政状況のよしあしをあらわすものではないものでございます。一面において、行政コストは市民にとっては行政サービスの受益額でもあり、住民が現在受けている行政サービス水準をあらわすものでもあります。本市におきましては、公共施設の充実したサービスの提供、あるいは行政面積の広い中、道路、下水道など、社会資本の整備を先行的に行ってきた、こう

した結果でもあるわけであります。こうした報道はこれまでも過去にありましたから、その内容もさまざまでありますので、これらによって本市財政状況総体を把握するものではないものであります。

しかしながら、今後におきましても最少の経費で最大の効果を上げるというのは行政の目指すところでもありまして、19年度には人件費の抑制を図ったところであり、引き続きコスト意識を持って財政健全化の着実な達成に向け、最大限取り組んでまいらなければならないものと思っております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、土別市の行政コストに関する御質問の中で、ラスパイレス指数について、及び潜在債務の状況について、並びに職員定員適正化計画についてお答え申し上げます。

ラスパイレス指数は、国家公務員の俸給と地方公務員の給料水準を比較したもので、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表1の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、数値化したもので、国を100として示されております。

ラスパイレス指数の推移につきましては、旧土別市においては、平成12年以降100を下回っており、平成17年4月給料では96.4、旧朝日町が98.3となり、合併後の平成18年4月給料では97.5となっており、全国の地方公共団体の平均が98.0、指定市を除く市の平均が97.4でありますことから、ほぼ平均的な水準にあるものととらえております。

次に、道内の自治体と比較いたしますと、平成18年4月から給与構造改革に伴う新給料表の導入や財政状況から、独自の給与削減を実施している自治体もありますことから、指定都市の札幌市を除いて、市では上位から7番目となっております。ただ、本市におきましても、本年4月から新給料表の導入とともに、給料の5%の独自削減を実施しておりますことから、現時点では国の学歴別、経験年数別俸給表が示されておられませんので、数値的なものは算出できませんが、平成19年のラスパイレス指数は大きく下がるものと予想いたしております。

次に、潜在債務の状況についてであります。

2月5日付日経金融新聞に関する記事につきましては、本年第1回定例会において、菅原議員の御質問にお答えしたところでありますが、自主財源比率、人口増減率、及び1人当たり潜在債務などをもとに、総合偏差値を算定し、ランキングづけ報道がされたところであります。この潜在債務につきましては、本市決算データの中から地方債残高、一時借入金の借入れ限度額、債務負担行為翌年度支出予定額、債務保証をもとに、新聞社独自の考えにより算出したものであり、将来の財政運営をはかるものとして一般的には活用いたしておりませんが、将来負担の増嵩については、今後とも十分な配慮をいたさなければならないものと考えております。

そこで、お尋ねの16年度～18年度の状況であります。潜在債務の多くを占める全会計をあ

わせた地方債残高は、16年度が369億8,300万円、17年度が366億6,700万円となり、18年度では369億4,800万円となっている中で、市民1人当たりの潜在債務につきましては、16年度190万4,000円、17年度で189万9,000円、18年度見込みで194万5,000円となっているところであります。ただ、この地方債残高には減税補てん債や臨時財政対策債といった地方財政対策として全額地方交付税で措置されるものも含まれており、他の起債においても交付税措置のある有利な起債を活用してきたことから、全体のおよそ4割は地方交付税措置により補てんされる見込みにあるものであります。

本市財政は、地方交付税の削減や税収の伸び悩みなどに加え、基金残高も限られている厳しい財政状況の中、こうした長期債務の増嵩は財政の硬直化の悪化を招くとともに、後世の世代に負担を及ぼすことから、今後とも財政健全化に基づいた起債借り入れの制限により公債費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員定員適正化の見直しについてであります。

スリムで効率的な行財政運営を目指すとともに、今後いわゆる団塊の世代の定年退職者が多数見込まれることから、退職者の補充も含め、新市における新たな定員適正化計画を昨年5月に算定したところであり、平成23年4月1日までの5カ年間で、対象職員の縮減率を5.7%、その削減数を23人とし、合併時の平成17年9月1日の職員数から見ますと43人、10.1%減の384人とする計画をいたしたところであります。

そこで、この職員数を全道平均に近づけるべきではとのお話であります。議員お話のとおり、病院や水道会計など、企業会計等職員を除いた普通会計の職員数につきましては、人口1,000人当たりに対して、全国平均で8.0人、全道では8.95人となり、土別市においては14.12人となっております。

地方自治体の業務につきましては、人口規模にかかわらず、ひとしく戸籍などの法定受託事務もその業務として実施することに加え、自治事務として独自の業務も数多くあるわけであり、こうした総体としての事務事業の執行に当たっての効率性の観点から見ますと、人口規模が大きくなるほど1,000人当たりの職員数は少なくなり、本市のような小規模自治体におきましては、対人口に対する職員数比較となります。道内の大規模自治体である札幌市、旭川市、函館市などが人口全体に占めるウエートが大きくなるため、相対的に平均値を押し下げる要因が働く結果の数値ととらえております。

申し上げるまでもなく、人口規模が大きな自治体に比べ、当然行政コストも大きくなりますことから、例えば地方交付税制度においては、本市のような小規模自治体の基準財政需要額を算出する場合、職員数を補正係数を用いて増員するなどの一定の配慮がなされているところであります。

各自治体における職員数は、業務内容や施設の設置状況、更には施設管理が直営か、委託かなどにより、行政コストは異なってくるものでありまして、地方自治体それぞれの職員数はどの程度が妥当かは一概に判断できないものがあります。しかしながら、各自治体における行政

権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した類似団体の比較におきましては、平成17年度決算において人口1,000人当たり職員数の類似団体平均が10.23人であり、本市で策定した定員適正化計画達成後においても13.14人と、2.91人上回る状況が想定されることも含め、事務事業の見直しや事務の効率化の推進、更にはさきの谷口議員の御質問にお答えしたとおり、行財政改革大綱実施計画において、公共施設の管理の見直しや再編、指定管理者制度の活用、業務の民間委託など、民間活力の推進など、こうした施策を実施することにより、可能な限りの職員数の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、お話の中で、財政健全化計画を常に見直すべきとのことであり、現在の財政健全化計画は、10カ年の財政推計をもとに、平成18年度～22年度の5カ年間の計画期間で作成したものであり、自主的に19年度がスタートと考えておりますので、これらを現時点で大きく見直すことは考えておりませんが、計画策定時になかった後期高齢者医療制度などの新たな事業展開や、現在の病院経営を取り巻く環境の急激な変化もありますので、今後の財政運営においてはその時々々の決算状況や取り組まなければならない課題を把握した上で、定員適正化計画も含め、状況に応じた計画の変更、前倒し実施といったことは、当然視野に入れていかなければならないものと考えております。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 廃食用油のリサイクルについての御質問には、私からお答えをさせていただきます。

現在本市において、家庭から排出された廃食用油の利用、及び処分につきましては、油取り等にしみ込ませる方法により排出されたものについては埋め立て処分をしているところであり、容器で排出された廃食用油はリサイクルセンターの作業棟において、冬期間の暖房用燃料として一部再利用しております。

また、ホテルや大型量販店等では専門回収業者によって定期的に回収がなされ、リサイクルされていると聞いております。更に家庭や飲食店等から排出された一部の廃食用油については、精神障害者通所授産施設であります、ぬくもり作業所において石けんに加工し、環境対策を実施している事例もありますが、議員御指摘のとおり、廃食用油がそのまま生活雑排水と混入すると、下水処理場等に負荷を及ぼし、河川環境にも影響を与えるものと認識をいたしているところでもあります。

そこで、環境対策の一環として、土別市において廃食用油を集め、バイオディーゼル燃料として精製し、使用する取り組みができないのかとお尋ねであります。

先進的な自治体の取り組みといたしましては、京都市では年間約150万リットルを精製し、市のバスやごみ収集車、約300台のバイオディーゼル燃料として使用しているところであり、寒冷地における取り組みといたしましては、上川管内の鷹栖町において、資源ごみの日に

家庭から排出された廃食用油を装置によって精製し、補助的な装置を取りつけてじんかい収集車に使用している事例もあります。道内企業においても製造プラントの整備技術を持っているとも聞いておりますが、環境面からの問題、経済性の問題、補助事業の可能性等を総合的に考慮しなければならない課題ととらえているところでもあります。

議員お話しのバイオディーゼル燃料につきましては、本市におきましても地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の削減、更には資源ごみとして再利用する資源循環の方法の1つとして、費用対効果の観点を含め、情報を収集しながら今後調査研究をしてみたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時05分散会）